京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を改正する規程を公布する。 令和5年3月31日

京都市公営企業管理者 上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を改正する規程京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

(審査)
第2条 結核性呼吸器病にり患したと認め
られる職員があるとき、又は次の各号の
いずれかに該当する職員で必要があると
認められるときは、管理者は速やかに京
都市上下水道局要休養職員審査委員会
(以下「委員会」という。)に当該職員
の休養に関し必要な事項を審査させるも
のとする。

改正前

 $(1)\sim(3)$ (略)

- 2 (略)
- 3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、第1項第1号中「75日」とあるのは「4箇月」と、「18日」とあるのは「1箇月」とする。

改正後

(審査)

第2条 結核性呼吸器病にり患したと認められる職員があるとき、又は次の各号のいずれかに該当する職員で必要があると認められるときは、京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)は速やかに京都市上下水道局要休養職員審査委員会(以下「委員会」という。)に当該職員の休養に関し必要な事項を審査させるものとする。

(1)~(3) (略)

- 2 (略)
- 3 京都市職員の定年等に関する条例第1 2条の規定により採用された職員(以下 「定年前再任用短時間勤務職員」とい う。)及び地方公務員法第22条の2第 1項に規定する会計年度任用職員につい ては、第1項第1号中「75日」とある のは「4箇月」と、「18日」とあるの は「1箇月」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年12月23日京都市条例第25号)附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の京都市上下水道局要休養職員取扱規程第2条第3項の規定を適用する。

(上下水道局総務部職員課)